

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

富山県警察本部訓令第58号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和36年8月19日

富山県警察本部長

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の取扱いについては、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和36年富山県条例第18号)及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則(平成14年富山県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(災害発生報告)

第2条 警察官は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)第2条に規定する災害が発生し、協力援助を受けたとき、又はこれを認知した場合には、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受け、又は規則第2条の規定に基づく届け出を受けたとき、その災害が管轄区域外で発生したものについては、災害発生地を管轄する警察署長(以下「当該警察署長」という。)にその旨通報しなければならない。

3 前2項の規定による報告、通報若しくは届け出を受けた当該警察署長は、遅滞なく所要の調査を行い、警察官の職務に協力援助した者の災害発生報告書(別記様式第1号)により、富山県警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

(公安委員会の認定)

第3条 本部長は、災害給付を受けようとする者が、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「令」という。)第2条第4号から第6号若しくは第8号並びに令第2条の2第3号及び第4号若しくは第8号に該当すると認められた場合は、富山県公安委員会に報告してその認定を受けるものとする。

2 当該警察署長は、前条の規定により本部長に災害発生報告をする場合において、給付を受けようとする者が前項の規定に該当する場合には、次の各号に定める事項を調査し、災害発生報告書に添付しなければならない。

(1) 令第2条第4号から第6号並びに令第2条の2第3号及び第4号に該当する場合

ア 警察官が当該事案を認知するに至った経緯

イ 協力援助者が被救助者を救助した動機

ウ 協力援助者と被救助者との親族関係

エ 協力援助者と被救助者とが、同居若しくは同一世帯に属するようになった原因及びその年月日

オ 協力援助者と被救助者との生計維持の方法

カ その他参考となる事項

(2) 令第2条第8号並びに令第2条の2第8号に該当すると認められる場合

ア 警察官が当該事案を認知するに至った経緯

- イ 協力援助者が被救助者を救助した動機
- ウ 協力援助者と被救助者とのなれあい関係
- エ 協力援助者が、援助をしたことによって計った本人又は第三者の利害関係
- オ 故意に災害を受けることを目的として救助を行った事実の有無
- カ その他参考となる事項

(記録簿)

第4条 本部長は、災害給付記録簿（別記様式第2号）、傷病給付年金記録簿（別記様式第3号）、障害給付年金記録簿（別記様式第4号）及び遺族給付年金記録簿（別記様式第5号）を備え、必要な事項を記入するものとする。

(書類の保存)

第5条 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存しなければならない。

(助力と証明)

第6条 警察職員は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續に積極的に助力しなければならない。

2 本部長及び当該警察署長は、給付を受けようとする者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和36年4月13日から適用する。

附 則（昭和47年5月2日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年8月25日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月6日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日本部訓令第8号）

この訓令は、平成14年2月27日から施行する。

附 則（平成31年4月26日本部訓令第19号抄）

1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

様式省略